

ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き 改正案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>はじめに この手引きは、<u>試験事業者が製品評価技術基盤機構認定制度の認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書</u>です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。</p> <p>なお、<u>試験事業者（環境）、校正事業者、標準物質生産者、製品認証事業者、IT セキュリティ評価事業者及び暗号モジュール試験事業者</u>が当該プログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書は別に作成しています。</p>	<p>はじめに この手引きは、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の規定に基づき、認定国際基準に対応する試験事業者がASNITE プログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書</u>です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。</p> <p>なお、<u>校正事業者、標準物質生産者、製品認証事業者、IT セキュリティ評価事業者及び暗号モジュール試験事業者</u>が当該プログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書は別に作成しています。</p>
<p><u>第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム</u></p>	<p><u>第1章 ASNITE（試験事業者）認定プログラム</u></p>
<p>第1節 プログラムの概要 <u>製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム（以下「ASNITE-T 認定」という。）は、以下4つの認定スキームで構成される、試験事業者を認定する任意のプログラムです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者（一般）認定プログラム（ASNITE-T(G)認定）</u> ・ <u>製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者（エネルギースター）認定プログラム（ASNITE-T(ES)認定）</u> ・ <u>製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者（OIML）認定プログラム（ASNITE-T(OIML)認定）</u> ・ <u>製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者（特定計量器：非自動は</u> 	<p>第1節 プログラムの概要 <u>ASNITE（試験事業者）認定プログラムは、工業標準化法試験事業者登録制度(JNLA)を補完することを目的とした工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）の適用を受けない試験を行う試験事業者を認定する任意のプログラムです。</u></p>

<p>かり) 認定プログラム (ASNITE-T(SMI)認定)</p> <p><u>ASNITE-T 認定を付与された事業者 (以下「認定試験事業者」という。)</u>が、認定が与えられた範囲内の試験を行ったときは、<u>ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項に定める ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル</u>を付した試験報告書を発行することができます。</p> <p><u>認定試験事業者の試験サービスを利用する者は、国際規格等に適合した認定試験事業者の試験を受けることができることとなります。そして、このことは当該利用者の製品の信頼性の根拠の一つとなるものです。製品評価技術基盤機構認定制度認定プログラムの認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター (以下「IAJapan」という。)</u>は、認定のための一般要求事項として <u>ISO/IEC 17025</u> の関係条項を採用し、<u>ISO/IEC17011</u> に適合した制度運営を行っています。さらに、IAJapan は、その制度運営の適切性を APLAC^{*1}/MRA 及び ILAC^{*2}/MRA^{*3} に認められ、これらに参加しています。(MRA 対象プログラムは、JNLA、JCSS 並びに試験事業者及び校正事業者に対する ASNITE。)</p> <p>*1 ~*3 略</p>	<p>認定を付与された事業者は「ASNITE 試験事業者」として認定が与えられた範囲内の試験を行ったときは、<u>ASNITE プログラムの認定シンボル</u>を付した試験報告書を発行することができます。</p> <p><u>ASNITE 試験事業者の試験サービスを利用する者は、国際規格等に適合した ASNITE 試験事業者の試験を受けることができることとなります。そして、このことは当該利用者の製品の信頼性の根拠の一つとなるものです。ASNITE プログラムの認定機関である認定センター (以下「IAJapan」という。)</u>は、認定のための一般要求事項として <u>ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)</u> の関係条項を採用し、<u>ISO/IEC17011(JIS Q17011)</u> に適合した制度運営を行っています。さらに、IAJapan は、その制度運営の適切性を APLAC^{*1}/MRA 及び ILAC^{*2}/MRA^{*3} に認められ、これらに参加しています。(MRA 対象プログラムは、JNLA、JCSS 並びに試験事業者及び校正事業者に対する ASNITE。)</p> <p>*1 ~*3 略</p>
<p>第2節 認定の対象となる試験分野</p> <p>認定を申請する者 (以下「<u>申請試験事業者</u>」という。) は、申請時にどのような認定を受けたいのか、すなわち、試験方法の区分を特定しなくてはなりません。</p> <p>認定の対象となる試験方法の区分については、ASNITE ホームページの公表文書に掲載した「<u>ASNITE 試験方法区分一覧 (TERP32)</u>」で示しています。認定を受けようとする試験方法が、これらの区分一覧にないと思われる場合は、申請前に IAJapan にご相談ください。</p>	<p>第2節 認定の対象となる試験分野</p> <p>認定を申請する者 (以下「<u>申請事業者</u>」という。) は、申請時にどのような認定を受けたいのか、すなわち、試験方法の区分を特定しなくてはなりません。</p> <p>認定の対象となる試験方法の区分については、ASNITE ホームページの公表文書に掲載した「<u>ASNITE 試験方法区分一覧 (TGRP32)</u>」及び「<u>ASNITE 試験事業者 (環境) に係る認定区分一覧 (ENRP33)</u>」で示しています。認定を受けようとする試験方法が、これらの区分一覧にないと思われる場合は、申請前に IAJapan にご相談ください。</p>

<p>第3節 認定制度の運営</p>	<p>第3節 認定制度の運営</p>
<p>1. 認定機関</p> <p><u>ASNITE-T 認定</u>は、IAJapan により運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。</p>	<p>1. 認定機関</p> <p><u>ASNITE プログラム</u>は、IAJapan により運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。</p>
<p>2. 運営規格等</p> <p><u>ASNITE-T 認定</u>の運営は IAJapan の規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は国際指針である ISO/IEC 規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。</p> <p>具体的には、IAJapan は <u>ISO/IEC 17011</u> の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、<u>ASNITE-T 認定</u>はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、<u>ASNITE-T 認定</u>は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。</p> <p>以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。</p> <p>国際規格等</p> <p>① <u>ISO/IEC 17011:2017</u> - Conformity assessment - <u>Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies</u> (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する<u>要求事項</u>)</p> <p>② <u>ISO/IEC 17025:2017</u> - General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する<u>一般要求事項</u>)</p> <p><u>削除</u></p>	<p>2. 運営規格等</p> <p><u>ASNITE プログラム</u>の運営は IAJapan の規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は国際指針である ISO/IEC 規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。</p> <p>具体的には、IAJapan は <u>ISO/IEC 17011 (JIS Q17011)</u> の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、<u>ASNITE プログラム</u>はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、<u>ASNITE プログラム</u>は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。</p> <p>以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。</p> <p>国際規格等</p> <p>① <u>ISO/IEC 17011[2004]</u> - Conformity assessment - <u>General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies</u> (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する<u>一般要求事項</u> : JIS Q17011[2005])</p> <p>② <u>ISO/IEC 17025 [2005]</u> - General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する<u>一般要求事項</u> JIS Q 17025[2005])</p> <p>③ <u>ISO/IEC Guide 98-3(2008) : Uncertainty of measurement —Part 3 : Guide to the expression of uncertainty in measurement(GUM :</u></p>

<p><u>3. 認定要求事項</u> 申請試験事業者は、各認定スキームの認定スキーム文書に定める全ての認定要求事項に対して審査されます。また、認定を受けた後も継続してそれらの認定要求事項を満足しなければなりません。 <u>削除</u></p>	<p>1995) (計測における不確かさの表現のガイド：TS Z 0033[2012]))</p> <p><u>3. 認定基準</u> 申請事業者は、下記の規程の全ての要求事項に対して審査されます。また、認定を受けた後も継続してこれらの規程の要求事項を満足しなければなりません。<u>ただし、下記②については、米国 EPA エネルギースタープログラムに係る試験を実施する申請事業者又は ASNITE 試験事業者のみに適用されます。</u></p> <p><u>① TERP21 「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」</u> 試験事業者の認定に対する一般基準として、各国認定機関で用いられている ISO/IEC17025(JIS Q17025)等の関連要求事項が採用されています。</p> <p><u>② TCRP41 「ASNITE 試験事業者－EPA エネルギースタープログラムに係る認定の特定要求事項」</u> ASNITE 試験事業者は、「EPA が認可する試験所の要件」を満足しなければならないことを規定しています。</p> <p><u>③ URP23 「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針」</u></p> <p><u>④ URP24 「IAJapan 技能試験に関する方針」</u></p>
<p><u>4. IAJapan の機構</u> IAJapan の機構を図 1 に示します。IAJapan の運営に関する責任者は、<u>IAJapan 所長</u>です。また、<u>計量認定課、環境認定課、製品認定課及び製品認証認定室</u>に各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。 制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会が IAJapan に設置されています。 認定業務諮問委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け利害のバランスを考慮し、公平・中立、かつ、機密が保持される委員構</p>	<p><u>4. IAJapan の機構</u> IAJapan の機構を図 1 に示します。IAJapan の運営に関する責任者は、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター所長</u>です。また、<u>計量認定課、環境認定課及び製品認定課</u>（以下、「認定課」という。）に各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。 制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会が IAJapan に設置されています。 認定業務諮問委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け利害のバランスを考慮し、公平・中立、かつ、機密が保持される委員構</p>

<p>成となっています。評定委員会は公平さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や試験分野における十分な知識と経験を有しています。</p> <p>それぞれの委員会の機能は次のとおりです。</p> <p>○認定業務諮問委員会 認定機関の運営に関する事項について審議します。</p> <p>○技術委員会 認定基準の制定や技能試験等の技術的事項及びプログラムごとの運営方針等について審議します。</p> <p>○評定委員会 認定の付与、拒否、継続、一時停止や取消しなどの<u>申請試験事業者及び認定試験事業者</u>の評定を行います。</p> <p>図1 略 図1 認定機関の機構図</p>	<p>成となっています。評定委員会は公平さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や試験分野における十分な知識と経験を有しています。</p> <p>それぞれの委員会の機能は次のとおりです。</p> <p>○認定業務諮問委員会 認定機関の運営に関する事項について審議します。</p> <p>○技術委員会 認定基準の制定や技能試験等の技術的事項及びプログラムごとの運営方針等について審議します。</p> <p>○評定委員会 認定の付与、拒否、継続、一時停止や取消しなどの<u>申請事業者又はASNITE 試験事業者</u>の評定を行います。</p> <p>図1 略 図1 認定機関の機構図</p>
第2章 認定申請の手続き	第2章 認定申請の手続き
<p>第1節 概要</p> <p>認定を申請する者は、申請時に実際に試験事業（類似のものを含む。）を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく民間企業、公益法人、個人等誰でも認定を申請することができます。また、<u>認定される試験事業者の数の制限や申請時期の制限はありません。</u></p> <p><u>認定試験事業者になるためには、必要とされる申請書類を作成し、IAJapan に申請しなければなりません。IAJapan は、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会による評定を経て、IAJapan 所長が認定の授与を承認するとともに、認定証の交付により認定の通知を行います。認定申請の準備から認定を受けるまでの概略</u></p>	<p>第1節 概要</p> <p>認定を申請する者は、申請時に実際に試験事業（類似のものを含む。）を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく民間企業、公益法人、個人等誰でも認定を申請することができます。また、<u>ASNITE 試験事業者の数の制限や申請時期の制限はありません。</u></p> <p><u>ASNITE 試験事業者になるためには、必要とされる申請書類を作成し、IAJapan に申請しなければなりません。IAJapan は、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会の評定を経て、認定の可否を認定センター所長が決定し、申請事業者に通知します。認定申請の準備から認定を受けるまでの概略は、以下のとおりです。</u></p>

は、以下のとおりです。	
<p>事前準備</p> <p>(1) 略</p> <p>削除</p> <p>(2) 試験の実施の方法等を定めた<u>マネジメントシステム文書の整備</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>事前準備</p> <p>(1) 略</p> <p><u>注) 試験方法の区分によっては申請後に認定審査の一部として技能試験を実施する場合があります。</u></p> <p>(2) 試験の実施の方法を定めた<u>規程の整備 (品質マニュアル、試験マニュアル、不確かさの見積マニュアル、等)</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>認定申請</p> <p>(1) ~ (2) 略</p>	<p>認定申請</p> <p>(1) ~ (2) 略</p>
<p>認定審査</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>削除</p>	<p>認定審査</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p><u>(3) 認定機関の評定委員会による審査結果の評定</u></p>
<p>評定・認定</p> <p><u>(1) 認定機関の評定委員会による審査結果の評定</u></p> <p><u>(2) IAJapan 所長による認定の授与の承認及び認定証の交付</u></p> <p><u>(3) 認定機関による当該認定情報のホームページ掲載</u></p>	<p>認定</p> <p><u>(1) 認定の可否の決定</u></p> <p><u>(2) 認定機関による認定証の交付</u></p> <p><u>(3) 認定機関によるホームページ掲載</u></p>
<p>第2節 事前準備</p> <p><u>申請試験事業者は、次の要件に適合しなければなりません。これらの認定要求事項を詳しく解説します。</u></p> <p>認定をスムーズに受けるためには、通常、事前に<u>申請試験事業者</u>による十分な準備が必要となります。</p>	<p>第2節 事前準備</p> <p><u>ASNITE 試験事業者として認定されるためには、次の要件に適合していなければいけません。これらの認定基準を詳しく解説します。</u></p> <p>認定をスムーズに受けるためには、通常、事前に<u>申請事業者</u>による十分な準備が必要となります。</p>
<p>1. 試験の技術的能力の証明</p> <p><u>申請試験事業者は、認定申請の全ての範囲について、試験を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「試験を実施する技術的能力」とは、試験機器、施設等のハード面と技術管理、試験従事者、試</u></p>	<p>1. 試験の技術的能力の証明</p> <p><u>申請事業者は、認定申請の全ての範囲について、試験を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「試験を実施する技術的能力」とは、試験機器、施設等のハード面と技術管理者、試験従事者、試験</u></p>

<p><u>試験手順等のソフト面</u>について総合的な技術的能力を有していることを言います。</p> <p>試験の技術的能力の証明の方法としては、<u>内部精度管理に加えて、外部精度管理としてIAJapanが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針」に従った技能試験等</u>を受けていただくこととなります。</p> <p>注 1) <u>技能試験に関する情報</u>は、ホームページ等に公表いたします。</p> <p>注 2) 略</p>	<p><u>マニュアル等のソフト面</u>について総合的な技術的能力を有していることを言います。</p> <p>試験の技術的能力の証明の方法としては、<u>IAJapanが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針」にしたがった技能試験等</u>を受けていただくこととなります。</p> <p><u>IAJapanが実施する技能試験の手数料については、第2章第5節2.を参照してください。</u></p> <p>注 1) <u>IAJapanが実施する技能試験及びIAJapanが認める技能試験に関する情報</u>は、ホームページ等に公表いたします。</p> <p>注 2) 略</p>
<p>2. マネジメントシステムの構築</p> <p>「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」に適合したマネジメントシステム*4を有することが要求されます。これには、<u>ISO/IEC 17025等の該当する要求事項が採用されています</u>。詳しくは、「<u>ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)</u>」を参照してください。</p> <p>また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されなければなりません。<u>申請試験事業者は、申請に際して、申請する試験事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した文書、試験手順や方法を定めた手順書、試験の不確かさの評価方法を定めた手順書などを添付書類として提出する必要があります</u>。</p> <p>注 3) 審査チームが、認定審査の各段階において、<u>申請試験事業者の認定要求事項への適合性が提出された文書の記述のみから判断できない場合には、追加的に関係する文書等の提出を求めることがあります</u>。</p> <p>*4 マネジメントシステム：「<u>方針及び目標並びにその目標を達成するた</u></p>	<p>2. マネジメントシステムの構築</p> <p>「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」に適合したマネジメントシステム*4を有することが要求されます。これには、<u>ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)等の該当する要求事項が採用されています</u>。詳しくは、「<u>ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項</u>」を参照してください。</p> <p>また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されなければなりません。<u>申請事業者は、申請に際して、申請する試験事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した最上位文書である品質マニュアル、試験手順や方法を定めた規程（以下「試験マニュアル」という。）、試験の不確かさの見積方法を定めた規程（以下「不確かさ評価マニュアル」という。）などを添付書類として提出する必要があります</u>。</p> <p>注 3) 審査チームが、認定審査の各段階において、<u>申請者の認定基準への適合性が品質マニュアルの記述のみから判断できない場合には、関係する文書等の提出を求めることがあります</u>。</p> <p>*4 マネジメントシステム：「<u>方針及び目標を定め、その目標を達成する</u></p>

<p><u>めのプロセスを確立するための、相互に関連する又は相互に作用する、組織の一連の要素」を意味します。</u></p>	<p><u>ためのシステム」を意味します。</u></p>
<p>第3節 認定の申請</p> <p>事前準備が終了したら、様式1の<u>認定（再認定）申請書</u>及び申請に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添付し、申請してください。申請は、試験事業を行う事業者（法人の場合は、代表権のある者）が行って下さい。また、認定を受けようとする事業所（試験所）の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなします。一つ又は複数の試験活動を複数の事業所で分担して実施している場合は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」の「附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に記載された要求を満たすようにして下さい。</p> <p>なお、申請書類の提出の際、「<u>認定の一般要求事項の誓約について</u>」（様式1-3）の提出が求められます。</p> <p>また、代表権のある方からの委任状を<u>認定（再認定）申請書</u>に添えてご提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が提出時以降の手続きを行うことができます（様式7参照）。</p> <p>注4) 略</p> <p>注5) 申請書様式をはじめ、各様式は<u>申請試験事業者</u>がワープロ等で作成してください。</p> <p>注6) <u>認定申請書</u>及び添付書類（以下「申請書類」という。）は別表1を参照してください。</p>	<p>第3節 認定の申請</p> <p>事前準備が終了したら、様式1の<u>ASNITE 認定申請書</u>及び申請に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添付し、申請してください。申請は、試験事業を行う事業者（法人の場合は、代表権のある者）が行って下さい。また、認定を受けようとする事業所（試験所）の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなします。一つ又は複数の試験活動を複数の事業所で分担して実施している場合は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」の「附属書1 マルチサイト事業者の認定に対する特定要求事項」に記載された要求を満たすようにして下さい。</p> <p><u>ASNITE 認定申請書の作成に当たっては、「JNLA 登録の取得と維持のための手引き」も参考にして作成してください。</u></p> <p>なお、申請書類の提出の際、「<u>ASNITE 認定の一般要求事項の誓約について</u>」の提出が求められます。</p> <p>また、代表権のある方からの委任状を <u>ASNITE 認定申請書</u>に添えてご提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が提出時以降の手続きを行うことができます（様式7参照）。</p> <p>注4) 略</p> <p>注5) 申請書様式をはじめ、各様式は<u>事業者</u>がワープロ等で作成してください。</p> <p>注6) <u>ASNITE 試験事業者の認定申請書</u>及び添付書類（以下、「申請書類」という。）は別表1を参照してください。<u>ただし、米国 EPA エネ</u></p>

注7) 略	<u>ルギースタープログラムに係る ASNITE 試験事業者の申請書類は別表 2 を参照してください。</u> 注7) 略
(様式 1) の記入例 略	(様式 1) の記入例 略
(様式 1-2) の記入例 略	(様式 1-2) の記入例 略
第4節 申請書類の提出先 略	第4節 申請書類の提出先 略
第5節 手数料	第5節 手数料
<p>1. 認定申請手数料</p> <p>(1) 認定申請手数料は、IAJapan ホームページで公表する手数料表をご参照下さい。</p> <p>なお、<u>ASNITE-T 認定の試験方法の区分の内容は、ASNITE ホームページの公表文書に掲載した「ASNITE 試験方法区分一覧 (TERP32)」</u>で公表しています。</p> <p>認定を受けようとする試験方法が、ASNITE 試験の区分一覧にないと思われるときは、手数料等について IAJapan にご相談ください。</p> <p>(2) 特例措置</p> <p><u>ASNITE と JNLA とを同時に申請する場合において、初回認定審査、認定維持審査、再認定審査及び区分追加審査を合同で実施できる場合等は減額措置があります。詳細は IAJapan にご確認ください。</u></p>	<p>1. 認定申請手数料</p> <p>(1) 認定申請手数料は、IAJapan ホームページで公表する手数料表をご参照下さい。</p> <p>なお、<u>ASNITE 試験事業者の試験方法の区分の内容は、ASNITE ホームページの公表文書に掲載した「ASNITE 試験方法区分一覧 (TGRP32)」及び「ASNITE 試験事業者 (環境) に係る認定区分一覧 (ENRP33)」</u>で公表しています。</p> <p>認定を受けようとする試験方法が、ASNITE 試験の区分一覧にないと思われるときは、手数料等について IAJapan にご相談ください。</p> <p>(2) 特例措置</p> <p><u>ASNITE と JNLA とを同時に申請する場合、認定審査及び定期検査を合同で実施できる場合等は減額措置があります。詳細は IAJapan にご確認ください。</u></p>
削除	<p>2. 技能試験手数料</p> <p><u>(1) IAJapan で実施する技能試験手数料は、IAJapan ホームページで公表する手数料表をご参照下さい。</u></p> <p><u>(2) 技能試験プログラムにより手数料は異なりますので、事前に IAJapan にご確認ください。</u></p>

<p>2. 審査手数料</p> <p>(1) <u>審査手数料</u>は、IAJapan ホームページで公表する手数料表をご参照ください。</p> <p>(2) <u>再認定審査は初回認定審査と同規模で実施し、それ以外の審査は部分的な確認を実施するため、手数料額が異なる場合があります。審査手数料の詳細はIAJapanにご確認ください。</u></p>	<p>3. 検査手数料</p> <p>(1) <u>検査手数料</u>は、IAJapan ホームページで公表する手数料表をご参照ください。</p> <p>(2) <u>全項目検査は認定審査と同規模で実施し、それ以外の定期検査は部分的な確認を実施するため、手数料額が異なります。IAJapanからは年度毎に定期検査実施案内をお送りしますので、その際に手数料額をご確認ください。</u></p>
<p>3. その他</p> <p>手数料の納付については、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構の財務会計部門</u>からご連絡いたしますので、所定の期限内に銀行振り込みにより納めていただきますようお願いいたします。いったん受理した申請等に係る手数料については、当機構の事情により中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。</p>	<p>4. その他</p> <p>手数料の納付については、<u>当機構（財務会計担当）</u>からご連絡いたしますので、所定の期限内に銀行振り込みにより納めていただきますようお願いいたします。いったん受理した申請等に係る手数料については、当機構の事情により中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。</p>
<p>第3章 認定プロセス</p>	<p>第3章 認定プロセス</p>
<p>第1節 概要</p> <p>IAJapan は、申請を受理した後、<u>申請試験事業者が認定要求事項</u>に適合しているかを審査します。審査の結果、<u>全ての認定要求事項</u>に適合していると判断された場合にのみ認定が付与されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で問題がなければ、現地審査（事業所における審査）が実施されます。この際、<u>申請試験事業者は申請範囲内に関して、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。</u></p> <p>また、審査の過程で IAJapan 又は審査チームから是正報告書等の提出が求められる場合や<u>追加の手数料を徴収の上、再度の現地審査</u>が実施</p>	<p>第1節 概要</p> <p>IAJapan は、申請を受理した後、<u>申請者が認定基準</u>に適合しているかを審査します。審査の結果、<u>全ての認定基準</u>に適合していると判断された場合にのみ認定が付与されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で問題がなければ、現地審査（事業所における審査）が実施されます。この際、<u>申請者は申請範囲内に限り、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。</u></p> <p>また、審査の過程で IAJapan 又は審査チームから是正報告書等の提出が求められる場合や<u>再現地審査</u>が実施される場合があります。この是</p>

<p>される場合があります。この是正に 30 日以上を要する不適合がある場合には、その是正計画を提示してください。ただし、その場合は是正報告書等の提出期限は、提出が求められた日から起算して原則 90 日を上限とします。</p> <p><u>審査プロセスにおいて、申請試験事業者からの申し出により、審査手続きを取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は 1 回限りとし、原則 6 か月間を上限とします。</u></p> <p>次に認定のプロセスを、順を追って解説します。</p>	<p>正に 30 日以上を要する不適合がある場合には、その是正計画を提示してください。ただし、その場合は是正報告書等の提出期限は、提出が求められた日から起算して原則 90 日を上限とします。</p> <p>次に認定のプロセスを、順を追って解説します。</p>
<p>認定プロセス 略</p> <p>*5 略</p>	<p>認定プロセス 略</p> <p>*5 略</p>
<p>1. 審査チームの編成</p> <p>IAJapan は、認定申請ごとに申請の事業区分に適した 1 名以上の審査員と、必要に応じて、技術アドバイザーを、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘案したものとなります。</p> <p>審査チームが編成されますと、<u>申請試験事業者</u>に審査チームの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。</p> <p>なお、全ての審査員及び技術アドバイザーには審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。</p>	<p>1. 審査チームの編成</p> <p>IAJapan は、認定申請ごとに申請の事業区分に適した 1 名以上の審査員と、必要に応じて、技術アドバイザーを、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘案したものとなります。</p> <p>審査チームが編成されますと、<u>申請者</u>に審査チームの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。</p> <p>なお、全ての審査員及び技術アドバイザーには審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。</p>
<p>2. 書類審査</p> <p>審査チームは、<u>提出された書類に、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、試験の方法や不確かさの評価方法などの技術的事項についても書面で審査します。</u></p>	<p>2. 書類審査</p> <p>審査チームは、<u>申請に必要な書類がすべて添付され、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、試験の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項についても書面で</u></p>

<p>審査チームは、書類審査の結果、申請に必要な書類又は試験の方法や不確かさの評価方法などの技術的事項に不備がある場合、書類の追加、是正や改善を質問書によって要求しますので、<u>申請試験事業者</u>は質問を受けた日から起算して30日以内に書面で回答してください。是正に30日以上を要する場合には、その是正計画を回答してください。ただし、その場合の回答書等の提出期限は、最初に回答書等の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。原則として現地審査は、それらの回答を頂いた後に実施します。</p>	<p>審査します。 審査チームは、書類審査の結果、申請に必要な書類又は試験の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項に不備がある場合、書類の追加、是正や改善を質問書によって要求しますので、<u>申請者</u>は質問を受けた日から起算して30日以内に書面で回答してください。是正に30日以上を要する場合には、その是正計画を回答してください。ただし、その場合の回答書等の提出期限は、最初に回答書等の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。原則として現地審査は、それらの回答を頂いた後に実施します。</p>
<p>3. 現地審査 書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、試験事業を実施する事業所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題がないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、<u>申請試験事業者の管理主体、品質管理要員、技術管理要員</u>や試験従事者に対するヒアリングや模擬的な試験作業を観察する実地試験などの方法で行われます。 なお、申請時に技能試験の実績がないなどの場合は、「IAJapan 技能試験に関する方針」(URP24)に基づき、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になりますので、事前にIAJapanにご相談下さい。 現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め<u>申請試験事業者</u>と合意の上現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。<u>申請試験事業者</u>は、審査チームが主要要員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。</p>	<p>3. 現地審査 書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、試験事業を実施する事業所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題がないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、<u>申請者の品質管理者、技術管理者</u>や試験従事者に対するヒアリングや模擬的な試験作業を観察する模擬試験などの方法で行われます。 なお、申請時に技能試験の実績がないなどの場合は、「IAJapan 技能試験に関する方針」(URP24)に基づき、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になりますので、事前にIAJapanにご相談下さい。 現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め<u>申請事業者</u>と合意の上現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。<u>申請事業者</u>は、審査チームが主要職員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。</p>

<p>また、<u>現地審査時に発見された指摘事項の是正確認のため、追加の審査日数に係る審査員人件費及び審査旅費相当額の手数料を徴収の上、再度の現地審査を行う場合があります。</u></p> <p>以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。</p>	<p>以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。</p>
<p>◇ <u>現地審査の典型的なスケジュール</u></p>	<p>◇ <u>現地審査の典型的なスケジュール</u></p>
<p>第1日目</p> <p>○開始会合</p> <p>審査チームは、<u>申請試験事業者</u>と現地審査手順、時間割などを確認します。</p> <p>○マネジメントシステムに係る審査</p> <p>マネジメントシステムに関する質問が、通常、<u>管理主体、品質管理要員及び技術管理要員</u>に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。</p>	<p>第1日目</p> <p>○開始会合</p> <p>審査チームは、<u>申請事業者</u>と現地審査手順、時間割などを確認します。</p> <p>○マネジメントシステムに係る審査</p> <p>マネジメントシステムに関する質問が、通常、<u>トップマネジメント、品質管理者及び技術管理者</u>に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。</p>
<p>第2日目</p> <p>○通常、試験方法の区分ごとに1件以上の実地試験の観察が実施されます。同時に<u>技術管理要員</u>又は試験従事者に対して、試験方法、<u>不確かさの評価</u>、施設、試験用機器などに関する質問がなされます。</p> <p>○審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ</p> <p>略</p> <p>○終了会合</p> <p>審査チームリーダーは、<u>申請試験事業者</u>の代表職員に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと事業所の代表職員^のの双方で審査で発見された不適合、懸念事項又はコメントを文書により確認します。確認された不適合については30日以内に是正報告書を、懸念事項については30日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に30日以上を要する場合には、是正計画書を提出し</p>	<p>第2日目</p> <p>○通常、試験方法の区分ごとに1件以上の模擬試験の観察が実施されます。同時に<u>技術管理者</u>又は試験従事者に対して、試験方法、<u>不確かさの見積もり</u>、施設、試験用機器などに関する質問がなされます。</p> <p>○審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ</p> <p>略</p> <p>○終了会合</p> <p>審査チームリーダーは、<u>申請事業者</u>の代表職員に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと事業所の代表職員^(通常は、品質管理者)の双方で審査で発見された不適合、懸念事項又はコメントを文書により確認します。確認された不適合については30日以内に是正報告書を、懸念事項については30日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に30日以上を要する場合には、</p>

<p>てください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、提出を求められた日から起算して原則 90 日を上限とします。<u>不適合に対する是正処置がとられない場合は不認定となります。</u></p> <p>なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。</p> <p>また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、<u>申請試験事業者</u>による適切な措置が望まれます。</p>	<p>是正計画書を提出してください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、提出を求められた日から起算して原則 90 日を上限とします。<u>何も提出がない場合には、認定されないことがあります。</u></p> <p>なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。</p> <p>また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、<u>申請事業者</u>による適切な措置が望まれます。</p>
<p>第2節 認定の決定</p> <p>全ての審査終了後、審査チームは<u>申請試験事業者</u>による是処措置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。<u>評定委員会の評定に基づき、IAJapan 所長は認定の授与を承認するとともに認定証を交付します（不認定の場合はその旨通知します。）。</u>認定証には、基本的に<u>認定試験事業者</u>の名称、認定番号、事業所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この認定証に記載された内容が認定された範囲となります。</p> <p><u>認定試験事業者</u>の認定番号は、プログラムごとの略号 (ASNITE)、0001 から始まる 4 桁の追い番号です。試験報告書に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付す場合には、認定番号に加え、認定された事業の内容を示す付加情報（試験：T）を付記する必要があります（例：ASNITE 0001 T）。一つの事業所に一つの認定番号を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の事業区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の番号になります。ただし、マルチサイト事業者の場合は、認定を取得した全ての事業所が、同一の認定番号になります。</p> <p>この認定番号及び付加情報は、<u>認定試験事業者</u>が発行する試験報告書</p>	<p>第2節 認定の付与</p> <p>全ての審査終了後、審査チームは<u>申請者</u>による是処措置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。<u>評定委員会による評定の結果、問題がないと判断され、認定センター所長により認定することが決定されますと ASNITE 試験事業者として認定が付与され、その証として IAJapan から認定証が交付されます。</u>認定証には、基本的に <u>ASNITE 試験事業者</u>の名称、認定番号、事業所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この認定証に記載された内容が認定された範囲となります。</p> <p><u>ASNITE 試験事業者</u>の認定番号は、プログラムごとの略号 (ASNITE)、0001 から始まる 4 桁の追い番号です。試験報告書に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付す場合には、認定番号に加え、認定された事業の内容を示す付加情報（試験：T）を付記する必要があります（例：ASNITE 0001 T）。一つの事業所に一つの認定番号を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の事業区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の番号になります。ただし、マルチサイト事業者の場合は、認定を取得した全ての事業所が、同一の認定番号になります。</p> <p>この認定番号及び付加情報は、<u>ASNITE 試験事業者</u>が発行する試験報</p>

<p>に付す ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの下部に見やすく付記する必要があります。すべての認定区分を廃止する場合にあっては、その認定番号は、<u>欠番</u>となります。</p> <p><u>認定試験事業者</u>は、認定証をカラーコピーで全て複写する場合は、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を行い、誤解を招くような事態を予防しなければいけません。</p> <p>IAJapan は認定と同時に認定された事業所の名称及び所在地、認定番号、試験方法の区分をホームページに掲載します。</p>	<p>告書に付す ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの下部に見やすく付記する必要があります。すべての認定区分を廃止する場合にあっては、その認定番号は、<u>以降欠番</u>となります。</p> <p><u>ASNITE 試験事業者</u>は、認定証をカラーコピーで全て複写する場合は、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を行い、誤解を招くような事態を予防しなければいけません。</p> <p>IAJapan は認定と同時に認定された事業所の名称及び所在地、認定番号、試験方法の区分をホームページに掲載します。</p>
<p><u>第3節 認定申請内容の変更</u></p> <p><u>申請試験事業者は別表 1 に定める申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、様式集の様式 2 の認定申請書等変更届（1部）に変更が生じた書類（別表 1 の書類のうち、項目 1. の様式 1 を除く。）を添えて IAJapan に提出してください。提出が必要となる事例については別表 2 をご参照ください。</u></p>	<p><u>第3節 認定申請中の変更</u></p> <p><u>認定申請中に認定申請書（様式 1）又は添付書類の記載内容に変更が生じた場合は、様式集の様式 2 の ASNITE 認定申請書等訂正願（1部）に変更した添付書類を添えて IAJapan に提出してください。</u></p>
<p><u>第4章 試験事業者の権利と義務</u></p>	<p><u>第4章 ASNITE 試験事業者の権利と義務</u></p>
<p><u>第1節 試験事業者の権利</u></p>	<p><u>第1節 ASNITE 試験事業者の権利</u></p>
<p>1. ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の発行</p> <p><u>認定試験事業者</u>は、試験を行ったときは、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。</p> <p>また、英語による試験報告書を発行することができます。発行に当たっては、申請時に IAJapan に提出した手順及び様式を用いなければなりません。申請時の様式と異なる試験報告書を発行する場合は、第5章第2節「<u>認定申請内容変更の届出</u>」の手続きを行い、IAJapan の承認を得てください。</p>	<p>1. ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の発行</p> <p><u>ASNITE 試験事業者</u>は、試験を行ったときは、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。</p> <p>また、英語による試験報告書を発行することができます。発行に当たっては、申請時に IAJapan に提出した手順及び様式を用いなければなりません。申請時の様式と異なる試験報告書を発行する場合は、第5章第2節「<u>変更の届出</u>」の手続きを行い、IAJapan の承認を得てください。</p>
<p>2. <u>認定要求事項の変更</u></p> <p>IAJapan は、第1章第3節の3. <u>認定要求事項</u>を変更する時は、新基</p>	<p>2. <u>認定基準の変更</u></p> <p>IAJapan は、第1章第3節の3. <u>認定基準</u>を変更する時は、新基準に</p>

<p>準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、<u>申請試験事業者及び認定試験事業者</u>にお知らせします。</p>	<p>適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、<u>ASNITE 試験事業者</u>にお知らせします。</p>
<p><u>3. 審査チームに対する異議申立て</u> 申請試験事業者及び認定試験事業者は、審査チームの構成について、IAJapan に異議を申し立てる機会が与えられます。</p>	<p><u>3. 審査チームに対する異議申立</u> ASNITE 試験事業者は、審査チームの構成について、IAJapan に異議を申し立てる機会が与えられます。</p>
<p><u>4. IAJapan に対する苦情及び異議の申立て</u> 申請試験事業者及び認定試験事業者は、IAJapan の行う処分、制度の運営などに対して異議又は苦情の申立てを行うことができます。</p>	<p><u>4. IAJapan に対する苦情及び異議の申立</u> ASNITE 試験事業者は、IAJapan の行う処分、制度の運営などに対して異議又は苦情の申立を行うことができます。</p>
<p><u>第2節 試験事業者の義務</u> 申請試験事業者及び認定試験事業者には幾つかの義務が課せられます。申請試験事業者及び認定試験事業者は、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」に記載した遵守事項を遵守しなければなりません。なお、申請試験事業者は認定申請時に、様式集の様式1-3の「認定の一般要求事項の誓約について」を提出するよう求められます。</p>	<p><u>第2節 ASNITE 試験事業者の義務</u> ASNITE 試験事業者には幾つかの義務が課せられます。ASNITE 試験事業者は、継続的な認定の維持のために、「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」に記載した遵守事項を遵守しなければなりません。なお、申請事業者は認定申請時に、様式集の様式1-3の「ASNITE 認定の一般要求事項の誓約について」を提出するよう求められます。</p>
<p><u>第5章 認定の維持等のための手続き</u></p>	<p><u>第5章 認定の維持のための手続き</u></p>
<p><u>第1節 認定要求事項への継続的な適合</u> 認定試験事業者が認定を維持していくためには、第4章 第2節の義務を遵守し、認定要求事項に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。</p>	<p><u>第1節 認定基準への継続的な適合</u> ASNITE 試験事業者が認定を維持していくためには、ASNITE 試験事業者の義務を遵守し、認定基準に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。</p>
<p><u>1. 試験の技術的能力の定期的な確認</u> 認定試験事業者は、継続して認定時の技術能力を維持していなければいけません。このため、事業所の技術的運営において、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努めること（内部精度管理）が必要です。また、認定試験事業者は、「IAJapan 技能試験に関する方針」に従って、“技能試験参加計画”を作成し、これに従って定期的に技能試験に参加し、満足な結果を納めること（外部精度管理）が必要です。</p>	<p><u>1. 試験の技術的能力の定期的な確認</u> ASNITE 試験事業者は、継続して認定時の技術能力を維持していなければいけません。このため、技術的運営に総合的な責任を持つ者（技術管理者）は、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努めることが必要です。また、ASNITE 試験事業者は、認定取得後少なくとも4年に1回は第2章第2節1. に従い、技術能力を証明しなければなりません。ASNITE 試験事業者は、「IAJapan 技能試験に関する方針」</p>

	<p>に従って、“<u>技能試験参加計画</u>”を作成し、これに従って定期的に技能試験に参加することが必要です。</p>
<p>2. マネジメントシステムの適切な運営 <u>認定試験事業者</u>は、事業のマネジメントシステムを文書化したマネジメントシステム文書に従って、事業を適切に運営しなければいけません。<u>マネジメントシステムの運営に責任を持つ者</u>は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、試験サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。</p>	<p>2. マネジメントシステムの適切な運営 <u>ASNITE 試験事業者</u>は、事業のマネジメントシステムを文書化したマネジメントシステム文書に従って、事業を適切に運営しなければいけません。<u>マネジメントシステムの運営に責任を持つ者（品質管理者）</u>は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、試験サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。</p>
<p><u>第2節 認定申請内容変更の届出</u> <u>認定試験事業者</u>は、別表1に定める申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、原則として30日以内に<u>様式2の認定申請書等変更届（1部）に変更が生じた書類（別表1の書類のうち、項目1.の様式1、項目4.、項目12.及び項目13.を除く。）</u>を添えてIAJapanに提出しなければいけません。提出が必要となる事例については<u>別表2</u>をご参照ください。 変更内容によっては、<u>臨時審査</u>を行う場合がありますので、IAJapanにご相談下さい。（試験対象項目の追加、試験方法の変更等） <u>以下削除</u></p>	<p><u>第2節 変更の届出</u> <u>ASNITE 試験事業者</u>は、認定申請書類の記載事項を変更したときは、原則として30日以内に<u>様式3によるASNITE認定内容等変更届（1部）に変更した認定申請書類</u>を添えてIAJapanに提出しなければいけません。提出が必要となる事例については<u>別表3</u>をご参照ください。 変更内容によっては、<u>現地検査</u>を行う場合がありますので、IAJapanにご相談下さい。（試験対象項目の追加、試験方法の変更等） <u>軽微な変更内容であっても定期検査時には変更後の最新版をご提出いただくこととなります。</u> <u>また、連絡先担当者に変更が生じた場合は、様式1-13の「認定申請に関する連絡先担当者等」に記載し、ご提出ください。</u> <u>（1）具体的には、以下に係る変更が変更届の対象になります。これらの事項は申請書の添付書類に対応しています。</u> <u>①事業所の名称及び代表者名</u> <u>②試験の実施の方法を定めた書類</u></p>

	<p><u>これは、文書体系図又は文書リスト、ISO/IEC 17025 に規定される品質マニュアル、試験に使用する設備（機器等）のトレーサビリティ体系図、試験手順を記述した書類、測定の不確かさを記述した書類、試験に使用する設備（機器等）の管理の方法を記述した書類、試験報告書の発行の方法を記述した書類、及び ILAC MRA 組み合わせ認定シボルの使用方法を記述した書類です。</u></p> <p><u>試験手順を記述した書類又は測定の不確かさを記述した書類について、変更を行う場合には、IAJapan に事前にご相談ください。</u></p> <p><u>③試験事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面</u></p> <p><u>④試験事業を行う施設の概要を記載した書面</u></p> <p><u>⑤試験事業を行う組織に関する事項を記載した書面</u></p> <p><u>⑥試験事業に従事する者の氏名及び該当者が試験事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を記載した書面</u></p> <p><u>⑦認定範囲の試験規格が改正された場合（試験規格の改正に伴い、認定証の再発行が必要な場合）</u></p> <p><u>（2）変更届の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。</u></p> <p><u>①複数の区分について認定を受けている者にあつては、区分ごとに変更届を提出してください。ただし、品質マニュアル等複数区分にわたって運用されている規程類の提出については省略できる場合がありますので、IAJapan にご相談ください。</u></p> <p><u>②「変更があつた事項」の記載に当たっては、変更があつた事項が複数ある場合には枝番を付してください。</u></p> <p><u>③「変更の事由」の記載に当たっては、変更があつた事項が複数ある場合は、各項目ごとの変更の事由を記載してください</u></p> <p><u>④備考として、「試験方法の区分の名称、試験方法」又は「認定区分（カテゴリー・サブカテゴリー・試験技術）、試験項目、試験規格番号」、</u></p>
--	--

<p><u>第3節 認定の維持等に係る審査（認定維持審査、再認定審査及び臨時審査）</u></p> <p><u>IAJapan は、認定試験事業者の継続的なマネジメントシステム運営の確認のための定期的な認定維持審査及び次の認定周期への移行の可否確認のための再認定審査を実施します。認定試験事業者の重大な不適合等が発見された場合は、臨時審査を実施することがあります。また、臨時審査における現地審査時に発見された指摘事項の是正確認のため、手数料を徴収の上、再度、現地審査を行う場合があります。</u></p> <p><u>なお、審査（臨時審査を除く。）プロセスにおいて、申請者からの申し出により、その手続きを中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。</u></p> <p><u>（1）実施の時期</u></p> <p><u>各審査における現地審査の実施時期については、該当する認定スキームの認定スキーム文書をご参照ください。</u></p> <p><u>なお、実施期限の情報を含め、実施時期については、IAJapan から事前にご連絡いたします。</u></p> <p><u>（2）申請</u></p> <p><u>認定維持審査及び臨時審査（抜き打ちで行う場合を除く。）については様式集の様式4、再認定審査については様式集の様式1により申請してください。</u></p> <p><u>認定維持審査の申請は、現地審査（現地認定維持審査）が行われる期限の少なくとも3か月前に申請を行うことが必要です（正本1組、写し3組）。</u></p> <p><u>再認定申請は、認定の有効期限の少なくとも5か月前に申請を行うことが必要です（正本1組、写し3組）。</u></p>	<p><u>「認定番号及び付加情報」、「事業所の名称」を記載してください。</u></p> <p><u>第3節 契約検査（定期検査及び臨時検査）</u></p> <p><u>IAJapan は、マネジメントシステムを適切に継続して運営していることを確認するため定期的な有料の検査を実施します。また、ASNITE試験事業者の重大な不適合等が発見された場合は、有料の臨時検査を実施することがあります。ただし、定期検査の実施にあわせて、認定区分を拡大する場合には、拡大部分の申請が必要となります。詳細についてはIAJapanにご相談下さい。</u></p> <p><u>（1）定期検査</u></p> <p><u>IAJapan は、ASNITE 試験事業者が継続して認定基準に適合していることを確認するため定期的な検査を実施します。定期検査は原則として初回認定後1年以内に部分検査を実施し、初回認定後3年以内に全項目検査を実施し、その後は初回認定4年後とそれ以降2年毎に全項目検査を実施します。部分検査は主に内部監査及びマネジメントレビューの運営状況並びに試験報告書の発行状況を検査し、全項目検査は初回審査時と同様な規模で行われます。検査の大まかなプロセスは基本的に認定審査と同様になります。</u></p> <p><u>（2）臨時検査</u></p> <p><u>ASNITE 試験事業者の重大な不適合が発見された場合、その恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合又はその他必要な場合は、臨時検査を実施します。臨時検査は、前もって事業者と予定を調整して行う場合と抜き打ちで行う場合の両方があります。臨時検査の</u></p>
---	--

<p><u>臨時審査（抜き打ちで行う場合を除く。）の申請については、（1）のIAJapanからの連絡に従ってください。</u></p> <p><u>（3）手数料</u> 再認定審査、認定維持審査及び臨時審査の手数料は、第2章第5節をご参照ください。</p>	<p><u>範囲は、少数の指定項目（部分検査）の確認から全ての項目（全項目検査）の確認にわたることがあります。</u></p> <p><u>（3）手数料</u> 定期検査及び臨時検査の手数料は、第2章第5節の全項目検査及び部分検査の額になります。</p> <p><u>（4）実施案内及び申し込み</u> 定期検査及び臨時検査（抜き打ちで行う場合を除く。）の実施時期、試験方法の区分、及び手数料等については、IAJapanから事前にご連絡いたしますので、それらに基づき、様式集の様式4に定める「定期検査申込書」に記入の上、申し込んでください。</p>
<p><u>第4節 区分追加</u> 認定区分を追加する場合は、追加部分の認定申請が別途必要となります。詳細についてはIAJapanにご相談下さい。</p>	<p><u>該当無し</u></p>
<p><u>第5節 事業の承継</u> 認定試験事業者が事業の全部を譲渡したとき、又は認定試験事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、<u>認定試験事業者の地位を承継します</u>ので、IAJapanに直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面を認定申請書等変更届（様式2）に添えて提出してください。さらに「<u>認定の一般要求事項の誓約について（様式1-3）</u>」も提出してください。</p>	<p><u>第4節 事業の承継</u> <u>ASNITE 試験事業者が事業の全部を譲渡したとき、又はASNITE 試験事業者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、ASNITE 試験事業者の地位を承継します</u>ので、認定センターIAJapanに直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面を変更届（様式2）に添えて提出してください。さらに「<u>ASNITE 認定の一般要求事項の誓約について（様式1-3）</u>」も提出してください。</p>
<p><u>第6節 事業の廃止</u></p>	<p><u>第5節 事業の廃止</u></p>

<p><u>認定試験事業者</u>は、認定を受けた事業を全部又は一部廃止したときは、原則として 30 日以内に様式 5 の<u>事業廃止届</u>を正本 1 部作成し、認定証を添えて IAJapan に提出しなければいけません。</p> <p>なお、一部廃止の場合にあつては、一部廃止する範囲を廃止届の該当の欄で明示してください。</p>	<p><u>ASNITE 試験事業者</u>は、認定を受けた事業を全部又は一部廃止したときは、原則として 30 日以内に様式 5 の <u>ASNITE 試験事業者の事業廃止届</u>を正本 1 部作成し、認定証を添えて IAJapan に提出しなければいけません。</p> <p>なお、一部廃止の場合にあつては、一部廃止する範囲を廃止届の該当の欄で明示してください。</p>
<p><u>第 7 節 認定の一時停止及び取消し</u></p> <p>IAJapan は、<u>認定試験事業者が認定要求事項に適合していないおそれがある場合又は認定の規則に従っていないおそれがある場合</u>、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。一時停止中の<u>認定試験事業者が一時停止に係る是正処置を行わなかった場合又は認定の規則に従わなかった場合は、認定が取り消されることがあります</u>。</p> <p>一時停止や認定の取り消しは、マルチサイト事業者の場合は、全ての事業所が対象となる場合があります。</p>	<p><u>第 6 節 認定の取消し</u></p> <p>IAJapan は、<u>ASNITE 試験事業者が認定要件に適合していない恐れがある場合</u>、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。一時停止中の <u>ASNITE 試験事業者が一時停止に係る是正処置を行わなかった場合又は契約検査を受けるための手数料を指定された期限内に支払わなかった場合は、認定が取り消されます</u>。</p> <p>一時停止や認定の取り消しは、マルチサイト事業者の場合は、全ての事業所が対象となる場合があります。</p>
<p><u>第 8 節 試験業務報告</u></p> <p>IAJapan では<u>認定試験事業者の最新の業務実施状況を把握すること</u>を目的とし、前年度の試験事業の実績等の報告について、ご協力をお願いしております。</p> <p><u>認定試験事業者</u>は、認定された翌年度以降、6 月末を目処に前年度の実績報告について、様式 6 の<u>試験事業に係る報告</u>を作成し、IAJapan に提出をお願いします。</p>	<p><u>第 7 節 ASNITE 試験業務報告</u></p> <p>IAJapan では<u>ASNITE 試験事業者の最新の業務実施状況を把握すること</u>を目的とし、前年度の試験事業の実績等の報告について、ご協力をお願いしております。</p> <p><u>ASNITE 試験事業者</u>は、認定された翌年度以降、6 月末を目処に前年度の実績報告について、様式 6 の <u>ASNITE 試験業務に係る報告</u>を作成し、IAJapan に提出をお願いします。</p>
<p><u>第 6 章 苦情又は異議申立て</u></p> <p>苦情又は異議は、IAJapan で受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。<u>異議申立ては書面によって申し出ください</u>。苦情又は異議は IAJapan の定める苦情又は<u>異議申立て処理</u>手続に従って<u>処理</u>されま</p>	<p><u>第 6 章 苦情又は異議の申立</u></p> <p>苦情又は異議は、IAJapan で受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。<u>異議申立は書面によって申し出ください</u>。苦情又は異議は IAJapan の定める苦情又は<u>異議申立処理</u>手続に従って<u>適切に処理</u>され</p>

<p>す。</p> <p>苦情又は異議申立ては以下のように定義分類されます。</p> <p><u>(1) 苦情：IAJapan 又は認定試験事業者の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申立て以外のもの</u></p> <p><u>(2) 異議申立て：希望した認定の地位に関する不利な認定の決定を再考慮するよう認定試験事業者又は申請試験事業者が行う要請</u></p>	<p>ます。</p> <p>苦情又は異議申立は以下の様に定義分類されます。</p> <p><u>(1) 苦情：IAJapan 又は IAJapan が認定した ASNITE 試験事業者の活動に関する不満の表明で、異議申立以外のもの</u></p> <p><u>(2) 異議申立：希望する認定に関して、IAJapan が行った不利な決定を再考慮するよう ASNITE 試験事業者が行う要請</u></p>
附則 略	附則 略
別表 1 申請書類 略	別表 1 申請書類 略
削除	<u>別表 2 申請書類 (EPA エネルギースターに係る ASNITE 試験事業者の場合) 略</u>
別表 2 認定申請内容等変更届に係る例 略	別表 3 変更届に係る例 略
ASNITE 登録試験事業者 様式集 略	ASNITE 登録試験事業者 様式集 略

以上